

医科点数表の解釈 令和6年6月版

Web追補 No.15 (臨時増刊号)

令和7年8月18日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します(医療DX推進体制整備加算等の取扱い関係)。
 - 令和7年8月7日 保医発0807第2号(令和7年10月1日適用)
 - Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。<https://www.shaho.co.jp/publication/navi/>
 - 以下の事務連絡が発出されています。『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その28)」(令和7年8月6日医療課事務連絡)
 - ・「先進医療技術名「血中TARC濃度の迅速測定」の先進医療上の取扱いについて」(令和7年8月6日医療課事務連絡)
 - ・「主に歯科の入院患者を受け入れる病棟の重症度、医療・看護必要度の取扱いについて」(令和7年8月7日医療課事務連絡)
- 【『医科点数表の解釈(令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】
https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/
- ◆ 施設基準(基本・特掲)等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
1296	—	上から3行目	(令 6. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正; 令 7. 2.20 保医発 0220 8)	(令 6. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正; 令 7. 8. 7 保医発 0807 2)
			〔黄色網かけはWeb追補No.9等にて改正済み〕	
1304	右	上から11行目 ～下から3行目	第1の9 医療DX推進体制整備加算 A000 1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準 (1)～(5) (略) (6) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、 45%以上 であること。 (新設) 7 (6)について、(以下略) 8 (略) 9 8の掲示事項について、(以下略) 10 (略) 2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準 (1) 1の(1)から(5)まで及び 8から10 までの基準を満たすこと。 (2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、	第1の9 医療DX推進体制整備加算 A000 1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準 (1)～(5) (略) (6) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、 令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては60%以上 であること。 (7) (6)について、 令和8年3月1日以降においては、「60%」とあるのは「70%」 とすること。 (8) (6)及び(7)について、(以下略) (9) (略) (10) (9)の掲示事項について、(以下略) (11) (略) 2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準 (1) 1の(1)から(5)まで及び (9)から(11)までの 基準を満たすこと。 (2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、 令和7年10月

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>30%以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p>3 (2)について、(以下略)</p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(5)まで、8及び9の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、15%以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのは「12%」とすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (2)について、(以下略)</p> <p>4 医療DX推進体制整備加算4に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(8)から(10)まで(8)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算4を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、45%以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (2)について、(以下略)</p> <p>5 医療DX推進体制整備加算5に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(8)から(10)まで(8)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。</p>	<p>1日から令和8年2月28日までの間においては40%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「40%」とあるのは「50%」とすること。</p> <p>(4) (2)及び(3)について、(以下略)</p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(5)まで、(9)及び(10)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては25%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「25%」とあるのは「30%」とすること。</p> <p>(4) (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「25%」とあるのは「22%」とすることができる。</p> <p>(5) (3)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ令和6年1月1日から同年12月31日までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和8年3月1日以降においては、「30%」とあるのは「27%」とすることができる。</p> <p>(6) (2)から(5)までについて、(以下略)</p> <p>4 医療DX推進体制整備加算4に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(9)から(11)まで(9)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算4を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては60%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「60%」とあるのは「70%」とすること。</p> <p>(4) (2)及び(3)について、(以下略)</p> <p>5 医療DX推進体制整備加算5に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(9)から(11)まで(9)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。</p>

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>2 医療DX推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p>3 (2)について、(以下略)</p> <p>6 医療DX推進体制整備加算6に関する施設基準</p> <p>1 1の(1)から(3)まで、(5)、(8)(ウの電子処方箋に係る事項を除く。)及び(9)の基準を満たすこと。</p> <p>2 医療DX推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、15%以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p>3 (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのは「12%」とすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>4 (2)について、(以下略)</p> <p>7 届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(5)については令和7年9月30日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(6)、(7)及び(10)、2の(1)のうち1の(10)に係る基準、2の(2)及び(3)、3の(2)及び(4)、4の(1)のうち1の(10)に係る基準、4の(2)及び(3)、5の(1)のうち1の(10)に係る基準、5の(2)及び(3)並びに6の(2)及び(4)については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はないこと。</p> <p>(4) 令和7年9月30日までの間に限</p>	<p>(2) 医療DX推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては40%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「40%」とあるのは「50%」とすること。</p> <p>(4) (2)及び(3)について、(以下略)</p> <p>6 医療DX推進体制整備加算6に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで、(5)、(9)(ウの電子処方箋に係る事項を除く。)及び(10)の基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては25%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「25%」とあるのは「30%」とすること。</p> <p>(4) (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「25%」とあるのは「22%」とすることができる。</p> <p>(5) (3)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ令和6年1月1日から同年12月31日までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和8年3月1日以降においては、「30%」とあるのは「27%」とすることができる。</p> <p>(6) (2)から(5)までについて、(以下略)</p> <p>7 届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(5)については令和8年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(6)、(7)及び(11)、2の(1)のうち1の(11)に係る基準、2の(2)及び(3)、3の(2)及び(3)、4の(1)のうち1の(11)に係る基準、4の(2)及び(3)、5の(1)のうち1の(11)に係る基準、5の(2)及び(3)並びに6の(2)及び(3)については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はないこと。</p> <p>(4) 令和8年5月31日までの間に限り、</p>

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>り、1の8)のウの事項について、 掲示を行っているものとみなす。 (5) 1の9)については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>〔緑色網かけはWeb追補No.9で改正が行われた部分を示している〕</p>	<p>1の(9)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。 (削除)</p> <p>【令和7年10月1適用】</p>
1579	—	上から3行目	<p>(令 6. 3. 5 保医発 0305 6) (最終改正 ; 令 7. 2. 20 保医発 0220 8)</p> <p>〔黄色網かけはWeb追補No.9等にて改正済み〕</p>	<p>(令 6. 3. 5 保医発 0305 6) (最終改正 ; 令 7. 8. 7 保医発 0807 2)</p>
1623	左	下から5～3行目	<p>(2) 1の(5)については令和7年9月30日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>〔黄色網かけはWeb追補No.9にて改正済み〕</p>	<p>(2) 1の(5)については令和8年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>【令和7年10月1適用】</p>
1623	左	下から2行目	令和7年9月30日まで	令和8年5月31日まで 【令和7年10月1適用】
1623	右	上から1～2行目	(4) 1の(7)については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。	〔削除〕 【令和7年10月1適用】
1722	右	上から27行目～次頁左欄の上から28行目	<p>第95の2 医療DX推進体制整備加算</p> <p>1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準 (1)～(6) (略) (7) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、45%以上であること。 (新設)</p> <p>8) (7)について、(以下略) 9) (略) 10) 9)の掲示事項について、(以下略) 11) (略) 12) (略)</p> <p>2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準 (1) 1の(1)から(6)まで及び9)から12)までの基準を満たすこと。 (2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上であること。 (新設)</p> <p>3) (2)について、(以下略)</p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準 (1) 1の(1)から(6)まで及び9)から11)までの基準を満たすこと。</p>	<p>第95の2 医療DX推進体制整備加算</p> <p>1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準 (1)～(6) (略) (7) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては60%以上であること。 (8) (7)について、令和8年3月1日以降においては、「60%」とあるのは「70%」とすること。 (9) (7)及び(8)について、(以下略) (10) (略) (11) 10)の掲示事項について、(以下略) (12) (略) (13) (略)</p> <p>2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準 (1) 1の(1)から(6)まで及び10)から13)までの基準を満たすこと。 (2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては40%以上であること。 (3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「40%」とあるのは「50%」とすること。 (4) (2)及び(3)について、(以下略)</p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準 (1) 1の(1)から(6)まで及び10)から12)までの基準を満たすこと。</p>

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>(2) 医療D X推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、15%以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p>3 (2)について、(以下略)</p> <p>4 届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(6)については令和7年9月30日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) 医療D X推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(7)、8及び12、2の(1)のうち1の12に係る基準、2の(2)及び3並びに3の(2)及び3については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はないこと。</p> <p>(4) 令和7年9月30日までの間に限り、1の9の(ハ)の事項について、掲示を行っているものとみなす。</p> <p>(5) 1の10については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>[緑色網かけはWeb追補No.9で改正が行われた部分を示している]</p>	<p>(2) 医療D X推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては25%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「25%」とあるのは「30%」とすること。</p> <p>(4) (2)及び(3)について、(以下略)</p> <p>4 届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(6)については令和8年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) 医療D X推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(7)、(8)及び13、2の(1)のうち1の13に係る基準、2の(2)及び(3)並びに3の(2)及び(3)については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はないこと。</p> <p>(4) 令和8年5月31日までの間に限り、1の10の(ハ)の事項について、掲示を行っているものとみなす。 (削除)</p> <p>【令和7年10月1適用】</p>


 医科点数表の解釈

 『医科点数表の解釈』編集部
 @ika_kaishaku

https://x.com/ika_kaishaku

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。